

消費税インボイス対応 今から動いてもギリギリな理由 電子インボイスなら電帳法対応も急務

2023年10月1日から消費税インボイス制度がスタートする。制度自体を理解していない、もしくは、あと1年あるので対応はまだ先という事業主は少なくないが、会計事務所としては、しっかりと対応策を考えておく必要がある。顧問先の適格請求書発行事業者の登録云々という問題だけでなく、インボイスの確認作業などを請け負った場合、事務所内での業務体制や業務フロー、情報管理など、インボイス制度スタート前に準備しておくことは多いからだ。



行方電子データのやり取りなどに関しては、電帳法にも絡んでくる可能性が高いため、電帳法を見据えた対応が不可欠だ。

財務省主税局で電帳法の制定に関わり、現在、(一社)租税調査研究会の主任研究員として会計事務所などに電帳法に関する指導・支援を行う松崎啓介税理士(写真、東京・中央区)は、電帳法及びインボイス対応に当たって税理士が留意すべきこととして、「電帳法の電子取引のデータ保存義務化と電子インボイスが同時期に始まる。電子取引データ保存の要件に従っていない場合、青色取消や仕入税額控除などにも影響する事柄なので、保存要件に従った保存が重要」と指摘する。

会計事務所はこれまで、紙ベースでの業務フローを構築してきた。しかし、電子インボイス、電帳法への対応となると、デジタルデータをベースに作業内容を見直し、新たな業務フローを構築していく必要がある。会計事務所にとって、紙からデジタルデータへの業務フローの変更は、単に法律への対応、新システムの導入などといった問題だけにおさまらない。実際に業務を担当する職員らの協力なくしては、これらの見直しは不可能だ。チェック体制をつくり、紙からデジタルデータに変わることによる管理メリットを共有しながら、スムーズに回していく必要がある。試用期間や顧問先からの協力、そのためのマニュアル作り

インボイス制度の導入で適格請求書発行事業者になるためには、2023年3月31日までに登録を済ませておく必要がある(図表参照)。顧問先が免税業者なら、最低限、適格請求書発行事業者登録するのにか否かなどの打合せや、課税事業者であってもインボイス制度の説明、制度スタート後の適格請求書の管理、チェック体制、会計事務所との連携など、どのように進めていけばいいのかわからず協議していく必要がある。

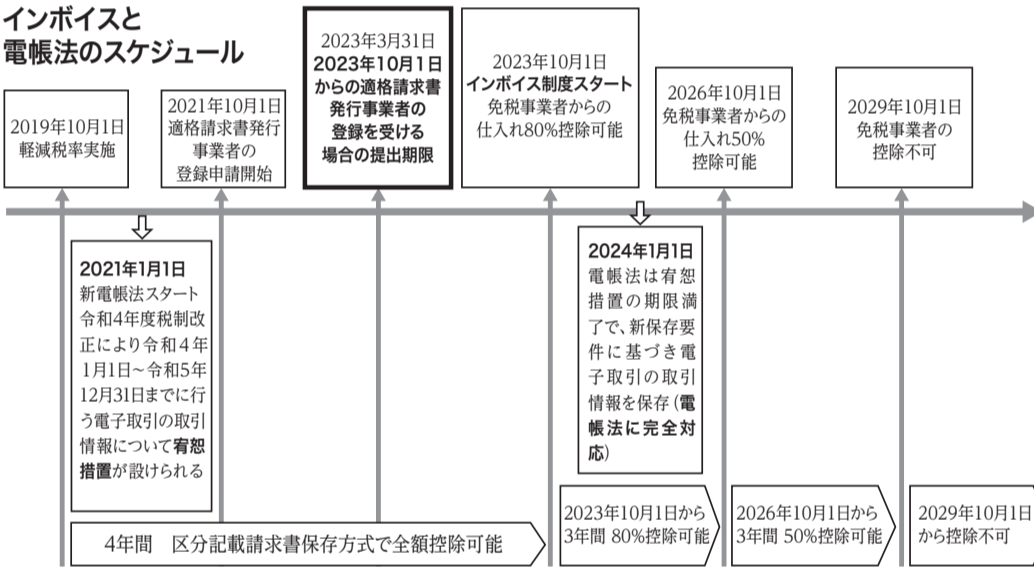
とくにインボイスのチェックなどは、紙ベースで行うことも可能だが、効率面や見

落としなどのリスクを考えると、会計ソフトなどを活用したデジタルデータとして管理、処理、確認していくことになるだろう。いわゆる“電子インボイス”の活用だ。

電子インボイスを利用して仕入れ税額控除をする場合、取引先から提供された電子インボイスと帳簿の保存が必要となる。提供を受けた電子インボイスは、電帳法の電子取引に係るデータ保存制度の要件に従って保存する。ただし消費税法では、電子インボイスを紙にプリントしたものを保存することも可能としている。

とはいっても、メールやチャットなどで

インボイスと電帳法のスケジュール



INDEX

税理士メタバース交流会とは? …… 2面

テレワークに役立つPCログ管理 …… 3面

高精度な通帳自動読み取りシステム …… 4面

保険管理から事業承継コンサルへ …… 5面

「MAP経営計画」がクラウド化 …… 6面

ノウハウ公開「売上1億突破本気塾」 …… 7面

見どころ満載「会計事務所博覧会」 …… 8面

も事前に考えておく必要がある。こうした見直しを進める上で、まず所長がやるべきことは、インボイス対応したときの業務の流れのイメージの全体像を描くこと。スタッフも業務イメージを確認することで、何がメリットなのか、どういった事務所へ変っていくのかが分かり、協力を得られやすくなる。また、イメージの共有により、プロセス上の課題が発見しやすくなり、課題解決のための手を打ちやすくなる。業務イメージがつかめたら、実験的に顧問先のインボイスを管理・チェックし、電子保存を試験的に実行してみる。実際にやってみてわかる問題点が浮き彫りになるはずだ。

インボイス制度スタートまであと約1年、年内には試験的に取り組んでおくことが重要だ。なぜなら、年末調整や確定申告、3月決算法人の申告と、2022年12月から23年5月末までの半年は会計事務所の繁忙期で、実質的に使える時間は限られているからだ。

顧問先のインボイス及び電帳法対応が不十分であると、税理士の賠償責任に発展する可能性も考えられる。例えば、適格請求書発行事業者登録や保存義務・指導に関する説明義務違反などだ。会計事務所での対応に落ち度があり、仕入れ税額控除が受けられなくなった場合の責任問題など、税理士の善管注意義務リスクも多々あるだけに、今からの対応は不可欠だ。

事業承継ドクター協会

“ワンチーム”で承継サポート

8月9日に「事業承継フェスタ」開催

今後、中小企業経営者の多くが直面する後継者問題は、放置すれば中小企業の“雇用難民”が続出し、地方経済に打撃を与えることにもなりかねない。そうした状況に歯止めをかけようと、税理士らが中心となって2020年から活動を続けるのが(一社)事業承継ドクター協会(東京・江戸川区、理事長=佐奈徹也氏、株式会社古田玉経営執行役員)。

「事業承継にベストアドバイスを」をキャッチフレーズに、中小企業のドクターとして、事業承継を通じて「地域経済の活性化」をビジョンに掲げる同協会。事業承継を「事業・人」「経営権」「財産権」の3つの面からサポートしようと、1社でも多くの中小企業の持続的成長を支援する活動を行っている。事業承継の解決には、税務面以外に後継者への引継ぎ、経営権や企業資産の扱いなど事業承継パターンは複数あり、それぞれの事情に合った総合的なコンサルティング能力が必要だ。そのためには「事業承継支援サービスに取り組める会計事務所を増やし、税務以外での新たな事業の柱としていくことが重要で、それが協会立ち上げの目的でもある」(佐奈理事長・写真)と語る。

具体的な活動としては、古田玉経営と共

通のビジョンを持つみらいコンサルティンググループ(東京・中央区)を中心に、全国16(現時点)の大手の会計事務所・税理士法人らが認定パートナー事務所となり、事業承継対策の事例や承継コンサルティングに必要なノウハウやツールなどを共有しながら、毎月、事業承継の勉強会などを開催している。また、事業承継の相談には顧問税理士も加わるなど、案件ごとに事業承継に関連する保険・不動産・信託・資産運用・M&Aなど各専門家のパートナーと連携してプロジェクトを組み、ベストな方法をワンチームで共有し、コンサルティングを実行していく。

8月9日には、これまでのオンラインでの情報発信に続き、初のリアルとなる「事業承継フェスタ」を東京・丸の内「JPタワーホール&カンファレンス」にて開催、事業承継対策に悩む全国の会計事務所とその手法などを公開する。カンファレンスでは、「決算書や税務申告書等からみた事業承継ニーズの判断など、理論だけでなく事例に基づき、実際に顧問先にどのような提案



をすればいいのかなどの疑似体験ができる」(同協会理事で税理士法人みらいコンサルティング代表社員税理士の眞船雄史氏・写真)」。また、最近特に増えている「持株会社や資産管理会社」についても、ワークショップを通して議論していく。

当日は、基調講演として「これからの会計業界を引っ張っていく次世代の皆様へ」をテーマに、税理士法人古田玉会計代表社員の古田玉満氏と、TOMA100年企業創

りコンサルタンツ(株)代表取締役社長の藤間秋男氏がそれぞれ講演する。また、同フェスタでは、大規模会計事務所でも体系化されたノウハウを小規模事務所でも再現可能なサービスとしてカスタマイズし、無料で提供する。

同協会では9月以降、事業承継のための講座開講や資格試験の実施も構想にあり、教育、インフラ、集客の面で協会が持つ機能を活かした活動を展開していく。

士業交流フォーラムが盛況

「DX、相続、経営支援」から考える 将来への取組み

7月21日、「新たな時代の士業の在り方を『DX×相続×経営支援』から考える」をテーマにした士業向け情報交換・交流フォーラム「Professional Future Forum 2022」が、東京・丸の内JPタワーホール&カンファレンスで開催された。

同フォーラムは、クラウド型電子契約サービス「Great Sign」を提供する(株)TREASURYが運営事務局となり、デジタル化の進展で変革期を迎える法務・税務・会計の各専門士業間における業界動向の理解や連携、関連企業との認識の共有などを目的に、オンラインでも同時配信された。

当日は、SKJコンサルティング合同会社代表の袖山喜久造税理士と宮内・水町IT法律事務所の宮内宏弁護士による「専門家がみる、今後の士業業界に訪れる変化と動向」をテーマとした基調講演に続

き、パネルディスカッション(写真)が行われた。「次世代のリーダーが考える士業業界のこれから」では、アイユーコンサルティンググループ代表取締役社長で公認会計士・税理士の岩永悠氏、司法書士法人トリニティグループ代表役員で司法書士の磨和寛氏、弁護士法人GVA法律事務所の代表弁護士、小名木俊太郎氏の若手士業家が事務所経営の課題やDX、付加価値業務への取り組み、各士業の今後等について熱く語った。

このほか、13名の講師陣による「相続・事業承継、DX、経営支援」に関する各セミナーが開かれ、テーマに関連した展示ブースでは、最新の製品・サービスに関心を寄せる参加者らと熱心な情報交換が行われた。

